

平成 28 年 12 月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

平成 28 年 12 月 5 日（月）午後 3 時 30 分より臼杵市観光交流プラザ（3 階）議事場において会長が 12 月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1 番 江藤 敏博 委員 2 番 後藤 益喜 委員 3 番 佐藤 政雄 委員 4 番 鶴田 茂資郎 委員

5 番 三浦 拙夫 委員 7 番 姫嶋 正則 委員 8 番 長田 徳行 委員 9 番 遠藤 喜一 委員

10 番 赤峯 勝幸 委員 11 番 柳井 徳雄 委員 12 番 物延 亀一 委員 13 番 佐藤 幸子 委員

14 番 山下 幸延 委員 15 番 柳井 正二 委員 16 番 甲斐 徳 委員 17 番 足立 正徳 委員

18 番 堀 京子 委員 19 番 小川 一男 委員 20 番 足立 敏雄 委員 21 番 川野 健治 委員

22 番 中野 定重 委員

欠席委員 6 番 小橋 勇二 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 和田 敬生 主幹

農林振興課

佐藤 忠久 総括課長代理 向井 一徳 主査 上田 絵理 主事

付議議案

議案第 59 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 60 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 61 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 62 号 非農地証明願いについて

議案第 63 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 64 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

副会長 　ただ今から総会を始めます。

局 長 　これより議案について、ご審議を宜しくお願い致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 　それでは、議事に先立ち、最初に委員の定足数の報告を局長が致します。

局 長 　それでは、定足数の報告を致します。委員総数 23 名中、本日は小橋 勇二 委員が欠席となっており、出席委員は、22 名となります。よって、臼杵市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告します。

議 長 　次に議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

－ 「異議なし」 の声あり－

議 長 　それでは、議席番号 7 番 姫嶋 正則 委員 議席番号 18 番 堀 京子 委員に議事録署名委員をお願い致します。

議 長 　それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第 55 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 　議案第 59 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が、下記のとおり、あったので提案する。平成 28 年 12 月 5

日 白杵市農業委員会会長 疋田忠公

番号 1、畑 4 4 3 m² ほかに 1 筆、畑合計 8 8 2 m²を耕地拡張のため、所有権移転するものです。

番号 2、畑 4 6 2 m² を耕地拡張のため、所有権移転するものです。以上 2 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請 チェックリストを併せてご覧いただきたいと思っております。11 月 24 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

柳 井

委 員

私、柳井より、11 月 24 日に実施しました議案第 59 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。番号 1 の申請についてです。申請地は 2 筆で、すべて適切に耕作・管理されている土地です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の申請についてです。申請地は 1 筆で、適切に管理されている土地です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。以上、3 条申請 2 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 59 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第 60 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案第 60 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 農地法第 4 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。平成 28 年 12 月 5 日 白杵市農業委員会会長 足田忠公

番号 1、畑 417㎡ を昭和 48 年より一般住宅用地として利用しているものです。農地の区分は 2 種農地となっています。この案件については追認案件となります。以上、1 件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、4 条申請 1 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

佐 藤 委員 私、佐藤より、11 月 24 日に実施しました議案第 60 号 農地法 4 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。番号 1 の申請についてです。申請地は 1 筆で、昭和 48 年から一般住宅用地として利用してきました。追認案件でありますので、始末書も添付されています。審査項目にあります、立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類もそろっており、それ

ぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。以上、4条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

柳 井
委 員 　15番の柳井です。その人の始末書を読んでください。

次 長 　私は上記農地を昭和48年より許可を受けずに今日まで自宅の一部、及び寝室当時は父名義（平成8年死亡）で建築、そして利用していたことを深くお詫びいたします。また、既存の建物の老朽化による建替えにあたり平成28年7月15日に工事を開始し、地番の認識不足のため農地法の許可を受けずに建築を実施してしまい、大変申し訳ございません。つきましては、今後このような不始末の無いよう十分に心をつくしますので、今回は寛大なるご処置により許可下さいます様をお願いします。との事です。

柳 井
委 員 　今この建物を見ると非常に新しく見えるけど。それまではどうでしたか。

次 長 　それまでは父の名義でありました。それを取り壊して新しい建物を建てたという事です。

柳 井
委 員 　新しく建てた時にそれは分からなかったのか。

次 長 　建ててから融資証明等で分かったそうです。

柳 井
委 員 　始末書を今読んで、寛大なるご処置をとる所があるが、建てられて始末書を書いて終わりなら私は納得いかない。

足立委員 全く同感であり、悪質である。農業委員と話をするのが本当であり、追認案件が多すぎる。

柳井委員 最近追認案件が多いため、税務署の方で農業委員に確認を取るように言うなど、対策を取ってほしい。

議長 地元の農業委員さんに連絡を取らなければ審査はしないぐらいは言っておいた方が良いでしょう。他に質疑はありませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 60 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 60 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。次に、議案第 51 号 非農地証明願いについて事務局より説明をお願いいたします。

議長 次に、議案第 61 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次長 議案第 61 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用賃借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。平成 28 年 12 月 5 日臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

番号1、畑 151㎡ 外1筆 合計 167㎡の土地については、平成13年頃より譲り受け、駐車場用地として利用しているものです。農地の区分は3種農地となっています。この案件については、追認案件となります。番号2、畑 545㎡を譲り受け、病院職員の駐車場として利用するものです。農地の区分は2種農地となっています。番号3、田 612㎡を譲り受け、レストラン及び農産物加工場用地として利用するものです。農地の区分は2種農地となっています。以上、3件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請3件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

柳井
委員

、11月24日に実施しました議案第61号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。番号1の申請についてです。所有権移転をして、現状のまま駐車場用地として利用するものです。申請地は2筆で、平成13年頃より、既に駐車場用地として利用されてきた土地です。追認案件であり、始末書が添付されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号2の申請についてです。賃借権を設定して駐車場用地とするものです。申請地は1筆で、適切に耕作及び管理されている土地です。隣接地で建築中の病院において、当初予定していた規模より職員数が増加したため、駐車場の不足が発生し、薬局についても、従業員の駐車場の確保のため、今回の申請に至りました。転用者は、医薬品卸・販売や不動産業を営む法人で、隣接地の病院および薬局の職員専用月極駐車場として管理する予定であります。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号3の申請についてです。所有権移転をして、事業所用地として利用するものです。具体的には、転用者がレストラ

ン・農産物の加工場として利用するものです。申請地は 1 筆で、適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。以上、5 条申請 3 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小 川
委 員 　番号 3 でございますが、前回農振除外の件で地元の農業委員に話が無いという事で色々あったんですが、今回 24 日の現地調査の前に詳細な質問に参りまして現地もちゃんと見ましたので、今後については現地調査の前に地元の農業委員に説明をいたしますのでよろしくお願ひしますとご報告いたします。

議 長 　他に質疑はございませんでしょうか。

－質疑なし－

議 長 　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 61 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議 長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 　次に、議案第 62 号 非農地証明願ひについて事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案第 62 号 非農地証明願いについて 非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので、提案する。平成 28 年 12 月 5 日 白杵市農業委員会会長 疋田忠公

番号 1、田 7 6 0 m² ほかに 1 筆合計 8 0 9 m² については、過去に転用許可を受け目的どおりに転用され非農地化した土地です。

番号 2、田 1 6 4 m² 外 1 筆 合計 3 7 1 m² については、過去に転用許可を受け目的どおりに転用され非農地化した土地です。

番号 3、畑 6 6 m² については、農地法施行以前より公衆用道路として利用されていた土地です。以上、非農地証明願いについても、別紙、非農地証明願い申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いします。申請地は次のページに掲載しておりますのでご覧ください。以上、非農地証明願い 3 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

佐 藤
委 員

佐藤より、11 月 24 日に実施しました議案第 62 号 非農地証明願いに関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。番号 1 の申請についてです。申請地は 2 筆で、昭和 63 年に転用許可を受け、目的通りに転用され非農地化した土地です。審査項目については②に該当するものと判断します。

番号 2 の申請についてです。申請地は 2 筆で、平成 1 年に転用許可を受け、目的通りに転用され非農地化した土地です。審査項目については②に該当するものと判断します。

番号 3 の申請についてです。申請地は 1 筆で、農地法施行以前より、公衆用道路として利用されていた土地です。審査項目については④に該当するものと判断します。以上、非農地証明 3 件について報告します。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 62 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認いたしました。

次に、議案第 63 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案第 63 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あったので提案する。平成 28 年 12 月 5 日 白杵市農業委員会会長 足田忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 12 号）「平成 28 年 12 月 5 日公告予定」です。1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は平成 28 年 11 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。田については、14,569 m²、13 筆です。畑については、54,173 m²、32 筆です。合計面積は、68,742 m²、45 筆です。次に貸手、借手ですが、貸し手が 30 人に対しまして、借り手は 10 人となります。2 ページ以降については白杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。以上、簡単ではございますが、平成 28 年 12 月 5 日公告予定の農用地利用集積計画（第 12 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 63 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 64 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次 長 議案 9 ページをご覧ください。議案第 64 号農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

平成 28 年 12 月 5 日 白杵市農業委員会会長 疋田忠公

なお、この案件につきましては、主管課が、農林振興課となっておりますので、農林振興課より説明いたします。

向井主査 議案第 64 号農用地利用配分計画案について説明します。資料を別冊で用意していますのでそちらをご覧ください。

今回は、配分計画の意見聴取をお願い致します。別冊資料の 1 ページをご覧ください。畑 1 筆 3.4a を配分するものです。次のページをお開きください。畑 4 筆合計 75a を配分するものです。次のページをお開きください。原地区 畑 3 筆合計 56a を配分するものです。以上の配分計画についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

足 立

委 員 旧白杵市の中にも土地を貸したい人が大勢いる、新規の人に貸せるようにできないだろうか。

佐藤総括
課長代理

先ほど頂いた外見は全くその通りで、地域の方で貸したいという声が出ているのは事実だと思っております。そうした部分については、議会等、また農業委員さんからご要望がありましたようにどうマッチングするかというのが大きな問題だと思います。今年度の土地なんですけれど来年度に向けて農地の貸し手や借り手の情報を整理しながら農業委員の皆さんと協力しながらマッチングしていきたいと思っておりますので、ご支援や情報等流して頂ければ助かりますのでよろしくお願い致します。

議 長 他に質疑はございませんでしょうか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 64 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 64 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 16：30）